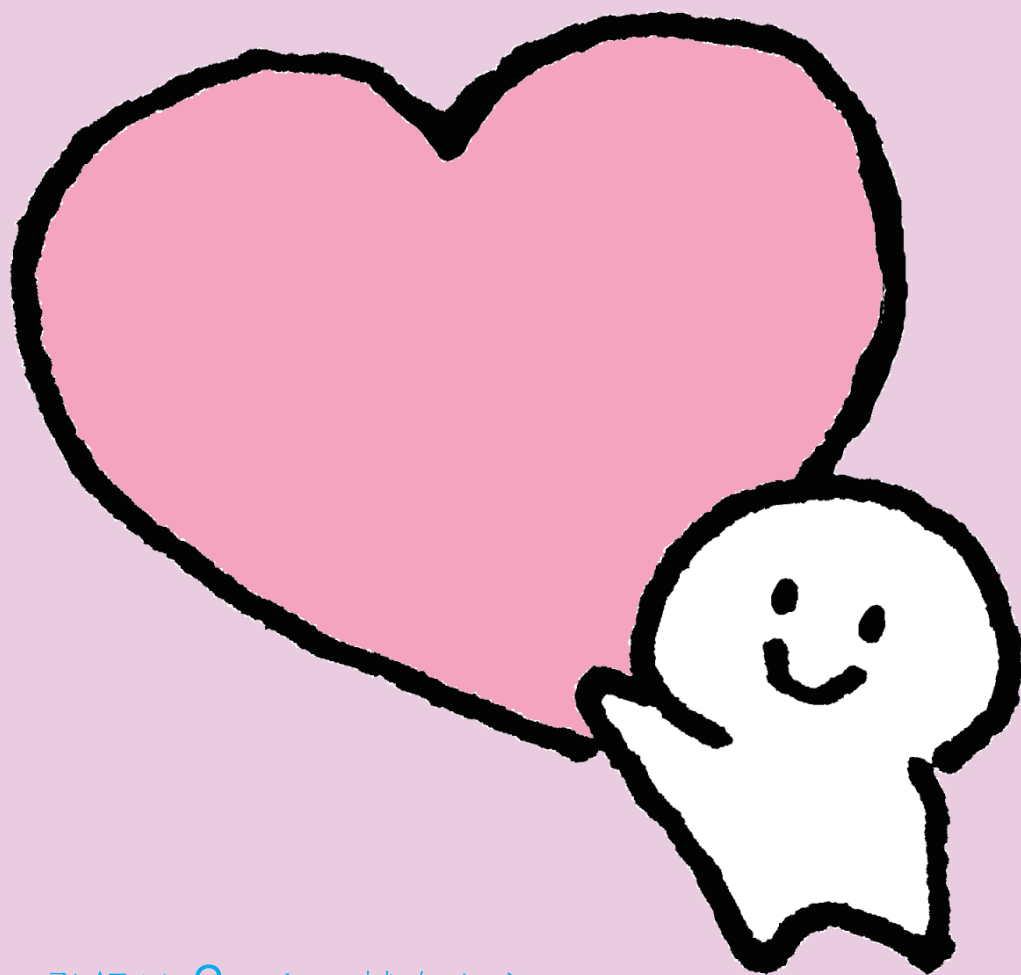


あなただけがつなぐ
命があります。



ドナー登録は 2 mLの献血から

骨髄ドナー登録にご協力ください。



千葉市の
助成制度

【令和6年度に骨髄・末梢血幹細胞を提供済の方】一律10万円支給

【令和7年度～】通院・入院1日につき2万円支給（最大14万円まで）

千葉市 ドナー登録



千葉市の助成メニュー

提供者（ドナー）向け



【令和 6 年度に提供済の方】 1 回の提供につき **10万円** を支給

【令和 7 年度～】 通院・入院 1 日につき
2万円（上限**14万円**）を支給

支給の条件は以下の 3 つです。

- ✓日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供に同意した後、提供に必要な通院及び入院をし、それを証明する書類の交付を受けた。
- ✓骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った時点又は提供が中止となった時点で千葉市内に居住している。
- ✓他の地方公共団体から補助金等の交付を受けていない。

事業所向け



ドナー休暇制度の導入にご協力ください！

ドナー休暇 1 日の取得につき 1万円 を支給

※ 上限 7 万円

※ 国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く。

千葉市 骨髄ドナー

